点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称	ファイアーウォール規制の見直し			府省名	金融庁	
根拠となる法令	□法律	□政令	■府省令	□告示	□その	D他
	金融商品取引業等に関する内閣府令					
規制の区分	□新設等		■緩和		□廃	止
点検項目	評価の実施状況					課題
① 規制の目的、 内容及び必要性	■説明あり □説明なし					
費用の分析	1					
② その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
③ 費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析 ■	定性的な分析	□分析なし	*
【課題の説明】						

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、「遵守費用が減少し、利益相反による弊害の防止等が維持されるほか、金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られるという便益が発生する」と記載しているが、「遵守費用の減少」と「金融商品取引業者等の事業活動の効率化」において、二重に計上されている便益があると考えられることから、この点を踏まえて本件規制の緩和によって得られる便益が、本件規制の緩和がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

具体的には、非公開情報の管理に係る費用の減少が、「遵守費用の減少」と「金融商品取引業者等の事業活動の効率化」の双方において計上されていると考えられる。

○ 金融庁の説明

「遵守費用が減少し、利益相反による弊害の防止等が維持されるほか、金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られるという便益が発生する」と記載している点について、「遵守費用の減少」と「金融商品取引業者等の事業活動の効率化」がほぼ同趣旨であることから、「遵守費用が減少しつつ、利益相反による弊害の防止等が維持されることから、本案による改正は適当と考えられる」との意味である。